

農業後継者就業交付金制度

平成29年4月より、農業後継者の育成支援を推進するため、「浜中町農業後継者就業交付金事業」を施行しました。新たに学校を卒業して就業した場合や、町外からUターンなどにより後継者として就業した場合に、交付金を支給します。

後継者就業交付金

新規卒業就業者等

交付対象者

- ①中学校以上の学校を卒業し、認定農業者及び農地所有適格法人の代表者の後継者（二親等以内の直系卑属及び兄弟姉妹並びにその配偶者）であって、酪農業に従事する者
- ②就業開始日までに浜中町に住所を有している者
- ③農業協同組合の推薦を受けた者

Uターン就業者等

交付対象者

- ①認定農業者の子弟等（二親等以内の直系卑属及び兄弟姉妹並びにその配偶者）で、後継者として酪農業に従事することを目的に本町へ転入した者
- ②就業開始日までに浜中町に住所を有している者
- ③農業協同組合の推薦を受けた者

交付額等

交付金額 月額50,000円
交付期間 最大36ヵ月
交付時期 各年度の事業完了後（実績報告書提出後）

交付の制限

申請者が次の要件に該当する場合は、交付金を交付することができません。

- ・町税、使用料等を滞納しているとき。
- ・偽り、その他不正な手段により承認を受けたとき。

お問い合わせ	浜中町農林課農政係	TEL 65-2186
	浜中町農業協同組合営農課	TEL 65-2141
	浜中酪農業協同組合	TEL 65-2950